

議案第7号

大網白里市新財源検討委員会条例の制定について
大網白里市新財源検討委員会条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市新財源検討委員会条例

(設置)

第1条 市は、新財源の確保を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、大網白里市新財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、新財源の確保に関し必要な調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大網白里市入札監視委員会委員の項の次に次のように加える。

大網白里市新財源検討委員会委員	日額	9,000円
-----------------	----	--------